

## 防府市談合疑義事実処理マニュアル

### 第1 一般原則

入札に付そうとする建設工事又は入札に付した建設工事について、職員が談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、当該情報を確認の上、直ちに防府市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）において審議するものとする。

#### 1 談合情報の確認、調書の作成

- (1) 職員が談合疑義事実を得た場合には、速やかに防府市公正入札調査委員会事務局（以下「事務局」という。）に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた事務局の職員は、通報内容に基づき別添の談合情報聴取書（第1号様式）（以下「談合情報聴取書」という。）を作成するものとする。
- (3) 通報のあった談合疑義事実の確認

次の点に留意の上、通報内容をできる限り具体的に確認すること。

##### ① 工事名

##### ② 疑惑の内容

ア いつ（入札談合の疑いのある行為の日時）

イ どこで（入札談合の疑いのある行為の場所）

ウ 誰が（入札談合の疑いのある行為の主体者、直接関係者の氏名。例えば、入札談合の会合出席者氏名）

エ 誰とともに（共同行為者）

オ なぜ

カ どのような方法で（例えば、一定のルールより受注予定者を決めている場合は、そのルールの具体的内容など）

キ 何をした（誰がいくらで落札することになっているか）

③ 情報源はどこか

④ 他の機関等への通報状況

## 2 報告

事務局は、前記により談合疑義事実を得た場合には、談合疑義事実報告書（第2-1号様式）（以下「談合疑義事実報告書」という。）に取りまとめのうえ、談合情報聴取書ともに、速やかに委員会に報告するものとする。

なお、事務局職員が談合疑義事実を得た場合には、談合疑義事実報告書に取りまとめの上、速やかに委員会に報告するものとする。

## 3 委員会の招集、審議

(1) 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事務局から談合疑義事実の報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集するものとする。

(2) 委員会は当該談合疑義事実の信憑性及び防府市談合情報対応マニュアルの「第2 通報の時期による具体的な対応」に掲げる手続きによることが適切であるか否かについて、審議するものとする。

## 4 競争入札審査会委員長への報告

談合疑義事実及びその対応については、速やかに競争入札審査会委員長に報告するものとする。

## 5 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて、防府市談合情報対応マニュアルの「第2 通報の時期による具体的な対応」に掲げる手続きによることとした談合疑義事実については、手続きの各段階において、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報するものとする。

## 6 報道機関等への対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合は、事務局を窓口として対応するものとする。

また、談合疑義事実については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ報告している旨を明らかにするものと

する。

## 第2 具体的な対応及び個別手続きの手順について

談合疑義事実を得た場合には、原則として、防府市談合情報対応マニュアルの「第2 通報の時期による具体的な対応」に準じて対応するものとする。また、詳細な手続き等については、「第3 個別手続きの手順等」に準じて行うものとする。

附 則

(施行期日)

このマニュアルは、平成15年11月1日から施行する。